

## 上海市、自由貿易試験区における開放政策推進の関連措置を公布

上海市人民政府は 2023 年 8 月 29 日、《上海市、自由貿易試験区と自由貿易港における国際基準に合わせた開放政策の推進に関する若干措置の実施案》（滬府弁規〔2023〕第 19 号、以下、本案）を公布しました。

本案は、2023 年 6 月に国务院が公布した《自由貿易試験区と自由貿易港における国際基準に合わせた開放政策の推進に関する若干措置》（国発〔2023〕第 9 号）の上海市での実施案として公布され、上海自由貿易試験区および臨港新エリアにおける貨物貿易、サービス貿易、ビジネス要員の一時入国、デジタル貿易、ビジネス環境、リスク防止制度等の領域について三十一条の実施案を提起しています。

詳細については、以下のウェブサイトをご参照ください。

<https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20230921/39626f989993402aaaaaec1cb2e7620d.html>

### <本案の概要>

#### 貨物貿易の発展促進

- 再製造製品の輸入試行
- 特定貨物の臨時輸入にかかる関税、輸入増値税、消費税は、担保提供を前提として暫定的に納付不要
- 原産地証明書に軽微な誤りがあった場合でも、原産地資格を確認した上で特惠関税待遇を適用
- 税関に事前裁定の延長申請した場合、法律、事実、状況に変更がないことを前提として、延長申請を受理し、事前裁定の有効期限が到来する前に速やかに延長を決定
- 税関の監督管理要件を満たし、必要な検疫手続きが完了していることを前提として、航空速達貨物の到着後 6 時間以内に通関を許可
- 関連法規が遵守されており、必要な検疫手続きが完了していることを前提として、輸入通関に必要な情報が全て提出されている場合、48 時間以内に通関を許可
- 関税やその他輸入関連の税金、費用などが商品到着前、到着時に確定されていないが、その他の通関条件を満たしており、かつ担保提供または必要な手続きが完了している場合に通関を許可
- 海外の適格評価機構は、国内の評価機関と同一または同等の条件を適用
- 情報技術設備・製品を輸入する企業に対して、国家市場監督管理総局の要求に従い、認証機関は規定の電磁適合性基準に準拠した関連資料にて認証申請を受け入れ
- ワインの輸入ラベルに chateau（酒庄）、classic（定番）などの説明表記を許可

### サービス貿易の利便化

- 外資系金融機構に対して、内国民待遇を全面的に付与し、新しい金融サービスの業務申請を認可
- 金融機構による関連金融サービスの業務申請に対して、金融管理部門は 120 日以内に認可決定を行う
- 企業や個人は、国家金融管理部門が規定する海外金融サービスの購入可能
- 海外専門家が提供する奨励類専門サービスリストを制定し、関係部門の承認や届出を経て、海外資格を保有する専門家の国内でのサービス提供を許可

### ビジネス要員の一時入国利便化

- 外商投資企業の専門家の家族同伴に対して、以下の利便化政策を提供
  - ビザ発行機関は 30 日間の一次出入国可能な S2 ビザを発給
  - 入国後、出入国管理部門で専門家本人と同じ入国有効期間（最長 5 年間）、入国在留期間（最長 180 日間）の S2 ビザへの切り替え申請が可能
  - 専門家本人が上海で長期滞在する場合、同伴家族は同じ有効期間の居留許可の申請可能
- 分公司・子会社の設立計画がある外国企業の高級管理者および同伴家族に対し、以下の利便化政策を提供
  - ビザ発行機関は、招待事由に基づき、高級管理者本人に一次出入国、在留期間 30 日の R ビザ、M ビザまたは F ビザを発給し、同伴家族には S2 ビザを発給
  - 入国後、条件に合致する外国籍高級管理者は、公安出入国管理部門にて有効期間 5 年以内、入国在留期間 180 日以内、数次往復可能な R ビザ、M ビザまたは F ビザへの切り替え申請が可能、また同伴家族は S2 ビザの申請可能
  - 企業設立期間中に、長期滞在が必要な外国籍高級管理者は、有効期間が 2 年以内の居留許可の申請可能
  - 企業設立後、高級管理者本人が正式に当地で勤務する場合、5 年以内の居留許可の申請が可能、同伴家族は有効期間 5 年以内の居留許可の申請可能

### デジタル貿易の発展促進

- 関連部門およびその従業員は、大衆市場のソフトウェアソースコードの譲渡・取得を輸入販売、使用の条件としない
- デジタル経済の新業態、新モデルに潜在する消費リスクとオンライン消費者を害する行為について調査強化し、法執行機関と連携して消費者権益保護制度を継続的に改善

### ビジネス経営環境の最適化

- コンプライアンス違反等のない外国投資者の投資関連の資金移動や、外国籍従業員の給与および合法的収入は、法律に従って自由な入出金を認め、また通貨、金額、頻度について違法に制限を課してはならない
- 政府調達において、単一来源方式（一社からのみ調達すること）を採用する場合、その独自性を実証し、公示する必要がある。採用結果を発表する際には、単一来源方式の採用理由を説明しなければならない

- 知的財産権の情報サービス・プラットフォーム機能を継続的にアップグレード、最適化する
- 知的財産権の侵害、または侵害される可能性があることについて、合理的な証拠を提出した上で救済申請した場合、相手方当事者の事前陳述を聴取することなく、速やかに関連措置を講じる
- 事業者の不正競争行為が軽微で悪影響を及ぼさず即時是正された場合、法に基づく行政処罰は課さない
- 関連協会や商工会議所と協力し、地域内の企業、商業団体、非政府系組織等がビジネス経営環境を自主的に向上させるメカニズム構築を支援
- 企業が環境分野における社会的責任の原則に自発的に従うよう支援し、企業の CSR 報告書発行を奨励
- 人力資源社会保障部門は、労働仲裁裁定の開示制度を積極的に改善

#### リスク防止制度の健全化

- 重大リスクの識別およびリスク防犯制度システムを構築
- 安全評価メカニズムを構築

以上

ご照会先

**上海本店**

上海市浦東新区世紀大道100号  
上海環球金融中心11階  
TEL : 86-(21)-3860-9000

● **上海浦西出張所**

上海市長寧区興義路8号  
上海万都中心12階 1、12、13号  
TEL : 86-(21)-2219-8000

● **上海自貿試験区出張所**

上海市浦東新区世紀大道100号  
上海環球金融中心15階15T21室  
TEL : 86-(21)-3860-9000

**瀋陽支店**

瀋陽市瀋河区青年大街1号  
市府恒隆広場16階1606室  
TEL : 86-(24)-3128-7000

**北京支店**

北京市朝陽区光華路1号  
北京嘉里中心北楼16階1601号室  
TEL : 86-(10)-5920-4500  
电话 : 86-(10)-5920-4500

**天津支店**

天津市和平区南京路189号  
津匯広場2座12階  
TEL : 86-(22)-2330-6677

**蘇州支店**

蘇州市高新区獅山路28号  
蘇州高新国際商務広場12階  
TEL : 86-(512)-6606-6500

● **蘇州工業園区出張所**

蘇州市蘇州工業園区  
蘇州大道西2号 国際大厦16楼  
TEL : 86-(512)-6288-5018

● **常熟出張所**

常熟市高新技术産業開發区  
東南大道33号 科創大厦8楼  
TEL : 86-(512)-5235-5553

● **昆山出張所**

昆山市玉山鎮登云路258号匯金  
財富広場1号楼601、605-608室  
TEL : 86-(512)-3687-0588

**杭州支店**

杭州市下城区延安路385号  
杭州嘉里中心2幢5階  
TEL : 86-(571)-2889-1111

**広州支店**

広州市天河区珠江新城華夏路8号  
合景国際金融広場12階  
TEL : 86-(20)3819-1888

**深圳支店**

深圳市福田区中心四路1号  
嘉里建設広場2座23階  
TEL : 86-(755)-2383-0980

**重慶支店**

重慶市江北区慶雲路1号  
国金中心T1併办公楼20階单元1、15-18  
TEL : 86-(23)-8812-5300

**大連支店**

大連市西崗区中山路147号  
申貿大厦4楼-A室  
TEL : 86-(411)-3905-8500

SMBC (CHINA) NEWS バックナンバー

SMBCホームページの当NEWSバックナンバーに掲載しております。

[http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global\\_information/smbccnrep.html](http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html)

三井住友銀行(中国)有限公司のWeChat公式アカウントには、当NEWSのほか、各種情報を随時発信しております。右記QRコードより、アクセスください。



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。

万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。